

猪名川河川事務所風水害対策部運営計画

第6条 （防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要のなくなったときはこれを解除するものとする。

1. 注意体制

- (イ) 気象情報で台風の接近等による強い降雨、強風の継続等が予報されている状況において、洪水氾濫、高潮等に対する注意（準備）が必要な場合
- (ロ) 小戸水位観測所の水位が、水防団待機水位を越えると予想される場合
- (ハ) 直轄管理樋門又は排水機場等の操作体制をとる必要がある場合
- (ニ) 対策部長が必要と判断した場合
- (ホ) 河川部関係風水害対策本部長（以下「対策本部長」という。）が指示した場合

2. 警戒体制第1

- (イ) 気象情報で台風の接近等による広域で強い降雨または強風の継続等が予報されている又はそれらが発生している状況において、洪水氾濫、高潮等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合
- (ロ) 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位を越えると予想される場合
- (ハ) 直轄管理樋門又は排水機場等の操作の必要がある場合
- (ニ) 対策部長が必要と判断した場合
- (ホ) 対策本部長が指示した場合

3. 警戒体制第2

- (イ) 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位を越え、さらに水位上昇すると予測される場合
- (ロ) 猪名川河川事務所管内で甚大な被害の発生した場合又は被害が生じる恐れがある場合
- (ハ) 対策部長が必要と判断した場合
- (ニ) 対策本部長が指示した場合

4. 非常体制

- (イ) 小戸水位観測所の水位が、計画高水位を越えた場合
- (ロ) 猪名川河川事務所管内で甚大な被害が発生した場合
- (ハ) 対策部長が必要と判断した場合
- (ニ) 対策本部長が指示した場合

猪名川河川事務所地震災害対策部運営計画

第6条 （防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要のなくなったときはこれを解除するものとする。

1. 注意体制

- (イ) 管内の観測所※¹で震度5弱の地震が発生した場合
- (ロ) 気象庁が管内の地域※²で津波注意報を発表した場合
- (ハ) 対策部長が必要と判断した場合
- (ニ) 河川部関係地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という）が指示した場合

2. 警戒体制

- (イ) 管内の観測所※¹で震度5強の地震が発生した場合
- (ロ) 気象庁が管内の地域※²で津波警報を発表した場合
- (ハ) 対策部長が必要と判断した場合
- (ニ) 対策本部長が指示した場合

3. 非常体制

- (イ) 管内の観測所※¹で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (ロ) 気象庁が管内の地域※²で大津波警報を発表した場合
- (ハ) 対策部長が必要と判断した場合
- (ニ) 対策本部長が指示した場合

※1：管内の観測所：池田市城南、豊中市役所、豊中市曾根南町、尼崎市昭和通、伊丹千僧、川西市中央町

※2：管内の地域：大阪湾及び兵庫県瀬戸内海沿岸

猪名川河川事務所水質事故災害対策部運営計画

(目 的)

第1条 この計画は、「近畿地方整備局防災業務計画」(平成28年4月)第8編河川水質事故災害対策編及び「近畿地方整備局河川関係水質汚濁対策要綱」(平成9年6月、以下「要綱」と言う。)に基づき、猪名川河川事務所における猪名川の水質に関する常時監視及び緊急時にとるべき措置及び組織等を定め、防災業務の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 1. 本運営計画において「水質事故」とは、公共用水域において以下のような水質異常が発生した場合を言う。

- ① 油類の流出、浮遊
- ② 有害物質(シアンや農薬、化学物質、酸、アルカリ等)の流出
- ③ 魚のへい死
- ④ 濁水(薬品や塗料による濁水や工事等による人為的な濁水。なお、出水等の自然現象による濁水は除く)

2. また、「水質事故による被害」とは、以下のような事態を生じた場合をいう

- ① 水質事故により取水停止や給水停止が行われた場合(未然防止のための取水停止、農業用水の取水停止を含む)
- ② 事故発生箇所の下流に取水施設がない等の理由で取水停止は行われていないが、有害物質の流出や油の流出により生態系等の河川環境に影響を及ぼしている場合。
- ③ 油や有害物質の付着により河川管理施設等が汚損している場合

(水質事故災害対策部の設置)

第3条 第1条の目的を達成するため、猪名川河川事務所長は、「近畿地方整備局防災業務計画」(平成28年4月)第8編第3章第3節第2項及び「近畿地方整備局河川関係水質汚濁対策要綱」(平成9年6月)第7条第2項の定めに従い、猪名川河川事務所水質事故災害対策部(以下「対策部」という。対策部長は猪名川河川事務所長)を設置し、河川部関係水質事故災害対策本部(近畿地方整備局に設置。以下「対策本部」という)と連絡をとりながら、次条以下に定めるところにより、防災業務を実施する。

(防災業務の内容)

第4条 主な防災業務は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 要員の参集及び安全確保、健康管理等
2. 防災体制の発令、解除及び要員配備
3. 気象及び水文情報の収集及び通報
4. 水質事故状況の把握
5. 水質事故の原因調査に関する事項
6. 排水規制の要請に関する事項
7. 河川の巡視及び監視
8. 被害拡大防止及び被害応急対策
9. 水質事故災害時等における広報
10. 対策本部への報告
11. 防災エキスパートとの連絡
12. 他事務所対策部及び他機関との連絡
13. その他防災上必要な事項

(組織及び業務の分担)

第5条 防災業務に係わる事業分担は、次のとおりとする。

1. 平常時の水質監視等

平常時より河川水質の監視等を次の業務分担で行うものとする。

工務課及び占用調整課

- ① 水質の常時監視
- ② 水質の測定
- ③ 水質測定計画及び管理基準値の作成
- ④ 水質、水位、流量等調査資料の整理
- ⑤ 水質年表の作成、河川水質調査の報告
- ⑥ 汚濁源調査資料の整理
- ⑦ その他
- ⑧ 緊急時の措置に関する計画の作成
- ⑨ 利水状況資料の整理
- ⑩ 神崎川水質汚濁防止協議会に係る通報連絡

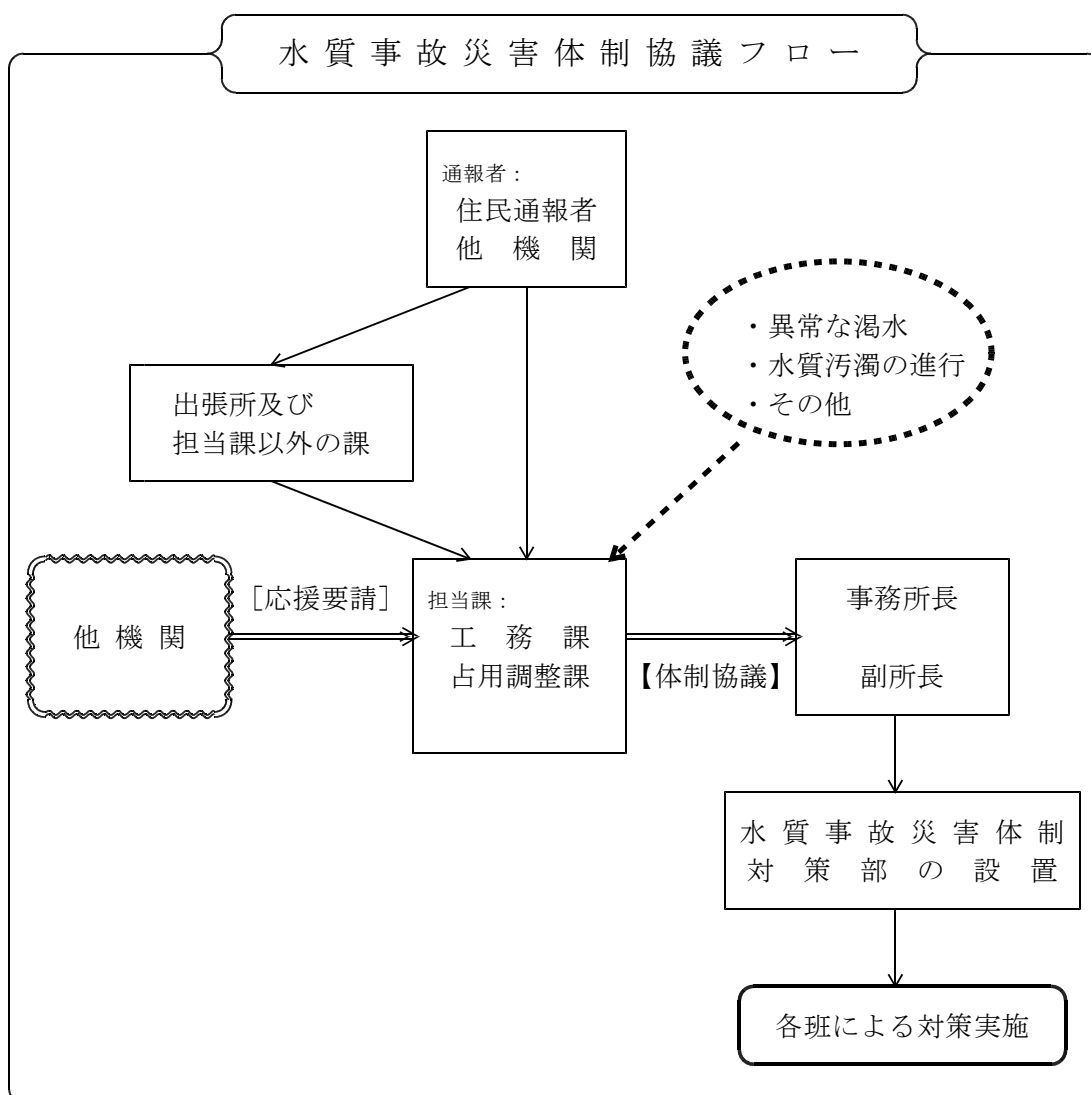
園田出張所

- ① 水質巡視による監視
- ② 巡視日誌記帳と報告

2. 緊急時の措置

① 体制の発令

常時水質監視において水質の異常を発見した場合及び他機関や一般住民から水質の異常についての連絡があった場合、並びに他機関より応援を要請された場合及び、異常な湧水や猪名川の水質汚濁の進行等に対しては、事務所長は以下の水質事故災害体制協議フローにより対処し、必要があるときは水質事故災害体制を発令し、対策部を設置するとともに要員を配備し、またはその体制を解除するものとする。



② 体制の発令基準

事務所長は、次の各号の1つに該当し必要と認めたときはそれぞれの水質事故災害体制を発令するものとする。但し、異常な渇水や猪名川の水質汚濁の進行等に対する緊急時の体制については状況に応じて事務所長が判断するものとする。

1) 注意体制

- イ. 直轄管理区間又はその上流域で水質事故が発生し、直轄管理区間に影響が及ぶ恐れがある場合において、直轄管理区間で原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合
 - ロ. 警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合
 - ハ. 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に被害が発生する恐れがある場合
- ニ. 対策部長が必要と判断した場合
- ホ. 河川部関係水質事故災害対策本部長（以下、「対策本部長」という）が指示した場合

2) 警戒体制

- イ. 水質事故により直轄管理区間又はその流域において、取水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合
 - ロ. 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に被害が発生した場合
 - ハ. 対策部長が必要と判断した場合
- ニ. 対策本部長が指示した場合

3) 非常体制

- イ. 水質事故により直轄管理区間又はその流域において、給水停止などの重大な被害の発生または発生の恐れがある場合
 - ロ. 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に重大な被害が発生または発生の恐れがある場合
 - ハ. 対策部長が必要と判断した場合
- ニ. 対策本部長が指示した場合

③ 体制の組織及び業務分担

防災体制発令時の対策部の組織及び業務分担は、資料一 緊（1）水質事故災害体制要員配備・業務内容表の通りとする。ただし、対策部長は参集及び災害の状況に応じて適宜業務分担の調整を行うことが出来るものとする。また、対策部長は現地対策班への他班からの応援態勢について各班の業務量、災害の状況等を考慮して決定するものとする。

(広 報)

第6条 広報は担当副所長が行う。

(対策本部への報告)

第7条 対策部長は、次の各号に該当するときは、対策本部へ報告するものとする。

1. 防災体制を発令、解除又は更新したとき。
2. 被害発生に関する情報を受信したとき。
3. 被害発生を確認したとき。
4. 地域住民に被害の状況などを広報しようとするとき。
5. 災害対策基本法に基づく職員を派遣したとき及び他の対策部に対する応援をしたとき、又は援助を受けたとき。
6. 対策本部長又は近畿地方整備局水質事故災害対策本部副部長から、報告を求められたとき。
7. 排水規制の要請をしたとき。
8. その他防災上必要な事項が発生したとき。

(他の対策部及び他機関との連絡)

第8条 対策部長は、他事務所対策部長及び他機関と必要な事項についてそれぞれの協定、要領等に基づいて連絡を行うものとする。

(応 援)

第9条 対策部長は、必要に応じて対策本部長に応援を要請するものとする。

ただし、緊急時についてはこの限りではないものとする。又、府県等から応援の要請があった場合は、対策本部長に報告し、その指示に従うものとする。

(資器材等の準備)

第10条 対策部長は、平常から緊急時に対応できる防災用機械の確保及び資器材等の備蓄に努めるものとする。

(防災業務の優先)

第11条 防災業務は、一般業務に優先して行うものとする。

(細部資料の作成)

第12条 対策部長は、対策部の業務を円滑に実施するため、細部資料を作成し、変更の都度修正し、防災に関して万全を期するものとする。

(運営計画の報告)

第13条 この運営計画は、猪名川河川事務所長から近畿地方整備局長へ毎年4月30日までに報告するものとする。

(適用期間)

第14条 この運営計画の適用期間は、作成した日から翌年3月31日までとする。ただし、次年度の運営計画が作成されるまでは本運営計画を準用するものとする。